主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴法四一九 条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、 憲法一四条・三二条違反をいうが、原決定のいかなる点がいかなる理由で右法条に 違反するのか具体的に主張しないので、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用 は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Щ	田	作之	助
裁判官	草	鹿	浅 之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外